

# 財団法人 下野市農業公社からのお知らせ

農業公社は、農地保有合理化事業（農地の貸借・売買等事業）、農作業受委託推進事業、その他の農業構造の改善に資するための事業を行うことにより、農業の生産性向上を図り農業振興に寄与することを目的として、県知事の認可を受けた公的な性格をもつ公益法人です。

公社では行政機関や農協、農業団体と連携しながら効率的かつ安定的な農業経営の育成を図ってまいります。

下野市田中681番地1（下野市役所南河内庁舎1階）  
☎ 48-2117 FAX 48-1424

## 農業公社の主な業務

### ① 農地保有合理化事業、農地の売買等事業

農地の売買仲介、農地の賃貸借事業を推進し認定農業者等に農地を集積し、経営規模の拡大を支援します。

平成20年度農地の利用権設定等事業実績

（面積：ha）

貸借事業（公社が借入して貸付）				利用権等促進事業			
借入		貸付		利用権設定		所有権の移転（売買）	
件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積
99	36.7	99	36.7	148	65.3	14	4.5

#### ※ 農地の売買等事業

農地の売買仲介（県農業振興公社が買入れして県農業振興公社が売り渡す）または賃貸借（農地の売買等事業の詳細は農業公社にお尋ねください。）



#### ● 賃貸借のメリット ●

- ・ 農地法3条の手続きは不要
- ・ 貸借期間が終了すれば離作料を払うことなく戻ります。
- ・ 貸借の事務手続きは公社が行います。
- ・ 借受者は安心して長期経営計画がたてられる。

#### ● 売買のメリット ●

（公社が買入れの認定農業者に売り渡す）

- ・ 譲渡所得の控除（売り手）
- ・ 国民健康保険税の特別控除（売り手）
- ・ 不動産取得税の軽減、登録免許税の軽減（買手）
- ・ 契約書の作成や登記等の事務手続きは公社が行う。
- ・ 農地法3条の許可は不要
- ・ 買入れ代金は速やかに支払われる。